

【表紙】

【提出書類】	臨時報告書
【提出先】	関東財務局長殿
【提出日】	2024年4月30日提出
【ファンド名】	ニッセイ日経アジア300iアクティブファンド(資産成長型)
【発行者名】	ニッセイアセットマネジメント株式会社
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 大関 洋
【本店の所在の場所】	東京都千代田区丸の内一丁目6番6号
【事務連絡者氏名】	投資信託業務部 茶木 健
【連絡場所】	東京都千代田区丸の内一丁目6番6号
【電話番号】	03-5533-4608
【縦覧に供する場所】	該当事項はありません。

1【提出理由】

契約型追加型証券投資信託「ニッセイ日経アジア300iアクティブファンド（資産成長型）」（以下「当ファンド」といいます）について、信託終了（繰上償還）にかかる手続きを開始することを決定しましたので、金融商品取引法第24条の5第4項に基づく特定有価証券の内容等の開示に関する内閣府令第29条第2項第14号の規定にしたがい本臨時報告書を提出するものです。

2【報告内容】

イ．信託終了（繰上償還）の年月日

2024年7月31日（予定）

書面決議が可決された場合、信託を終了（繰上償還）します。

ロ．信託終了（繰上償還）にかかる決定に至った理由

当ファンドは2018年1月31日の設定以来、日本を除くアジア諸国・地域の株式等を実質的な主要投資対象とし、信託財産の中長期的な成長を図ることを目標に運用を行ってまいりました。

しかしながら、当ファンドの運用残高は減少傾向にあり、2024年2月末現在の受益権口数は約1.06億口であり、信託約款第49条に定める繰上償還条項である10億口を下回る状況が続いています。

そのようななか、当ファンドの実質的な運用を行うマザーファンドにおいては、受益者による大口解約の際には、マザーファンドのポートフォリオを崩さざるを得ず、信託約款に定められた運用方針に則った運用の継続が困難な状況にあります。

弊社では、上記の状況に鑑み、当ファンドを繰上償還し、受益者の皆様よりお預かりいたしました運用資産をお返しすることが受益者の皆様にとって最善であると判断し、当ファンドの信託終了（繰上償還）を行うことにつき提案させていただくことといたしました。

ハ．信託終了（繰上償還）に関する情報の受益者への提供または公衆縦覧

2024年5月2日現在の当ファンドの知っている受益者を対象とし、書面による決議を行うため、書面決議の日および投資信託契約の解約の理由等の事項を記載した書面決議の通知を発送します。